

お知らせ

令和7年2月21日
信越総合通信局

電波利用料債権の催促状、督促状の 送付停止について

(令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪に係る対応について)

令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪に関して、管内の以下の自治体に対して災害救助法が適用されたことに伴い、下表のとおり、電波利用料債権の催促状及び督促状の発送を停止する措置を執りましたので、お知らせします。

災害救助法適用市町村	災害救助法適用日	発送停止措置の期限
<新潟県> 南魚沼市	令和7年2月20日	令和7年4月21日まで

以上、1市

連絡先 信越総合通信局
総務部総務課財務室
電話 026-234-9934